

第2回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成28年11月2日（水）

午後1時30分から3時30分まで

於：法曹会館2階「高砂の間」

〔出席委員〕

田中座長，安富座長代理，青木委員，青山委員，明石委員，秋月委員，市川委員，井上委員，岡部委員，奥脇委員，ロバーツ委員，高橋委員，滝澤委員，野口委員，村上委員

〔入国管理局側出席者〕

井上入国管理局長，佐々木官房審議官，石岡総務課長，丸山入国在留課長，君塚審判課長，清水警備課長，堀場出入国管理情報官，小新井参事官，福原難民認定室長，田口在留管理業務室長，磯部国際室長，近江出入国管理情報企画官，根岸企画室長，他

1 開 会

○田中座長 それでは、これより第7次出入国管理政策懇談会第2回会合を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、委員の皆様、本懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題でありますけれども、これは議事次第にありますように、高度外国人材の受入れについてということであります。

最初に、事務局から説明がありますので、その後、是非、皆様方から積極的な御発言をお願いしたいと思います。

2 高度外国人材の受入れについて

○田中座長 それでは、高度外国人材の受入れについて、根岸企画室長から御説明をお願いします。

○根岸企画室長 企画室長の根岸でございます。

それでは、お手元の「高度外国人材の受入れ」と書かれた資料をご覧ください。

まず、1ページ目に非常に簡単にですが、高度外国人材に関する経緯を記載してございます。

この高度人材についての制度というのは、平成24年5月に高度人材ポイント制ということで開始をしたものでございます。後ほど若干統計なども触れさせていただきますが、当初のうち、やや利用が低調であったというようなことがございまして、認定の要件ですとか、優遇措置についての見直しを行いました。この見直しが平成25年12月からとなっております。

その見直しの過程の議論も踏まえまして、法律改正も行いまして、入管法の改正によって、元々は「特定活動」という、言わばその他の在留資格みたいなもので運用していましたが、「高度専門職」という高度人材用の特別な在留資格を作りまして、その後、順調に運用してきたところではあります。今年6月の日本再興戦略、いわゆる成長戦略ですけれども、その中で世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること、さらに、ポイント制の要件の見直しなども行うということが閣議決定をされたということで、今回はこの閣議決定を受けての見直しの方針について、御議論をいただきたいというものでございます。

まず高度人材というのはどういうことかということですが、次の2ページ目を御覧ください。

2ページ目に、高度外国人材についてということで、イメージ図を書いております。前回、若干御説明を申し上げましたが、現行の制度での我が国の外国人労働者の受入れの仕組みですけれども、その基本的な考え方というのは、専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れ、そうでない方については、いろいろと影響が大きいことから様々な検討が必要であるということで、現時点では原則として受け入れないというような形になってございます。

今回の高度外国人材の話というのは、積極的に受け入れましょうということで、これまでも入国・在留は可能であった外国人の方のうち、特に上の方の方々ということです。下の方の右側の円柱のような絵の、これはイメージですけれども、この半分から上の方が専門的・技術的分野という、これまで就労目的の入国・在留を認めている方だとすると、そのうちの更に特に上の方の方々について、この高度人材の仕組みで特に世界から引き付けましょうというようなものです。

したがって、入国・在留は可能でしたので、特別に受入れの枠を広げるということではなくて、入国は可能ですが、出入国管理上の優遇措置を講じて、日本を選んでいただくインセンティブになるような仕組みを考えようということで始まったものでございます。

その制度がどういうものかというのを、簡単に御紹介しておりますのが、次の3ページ目でございます。

高度人材ポイント制というタイトルを付けておりますけれども、高度人材について入管法上、三つの分類をしております。一番上のところに書いてありますが、「高度学術研究活動」、いわゆる研究者の方々。それから次が幅が広いんですけれども、「高度専門・技術活動」といって、いわゆる大卒ホワイトカラーのようなイメージの方全てということになりますので、かなり広い範囲になっております。それから、「高度経営・管理活動」、これは経営者の方々ということで、この三つの類型それぞれに応じて、学歴ですとか職歴、年収などそれぞれの項目ごとにポイント、点数を設けまして、全部足して70点になれば優遇措置の対象になるという仕組みです。

次の4ページに、具体的なポイントの計算表を載せております。

左側が学術研究、二つ目が専門・技術、三つ目が経営・管理というふうに分かれておりますけれども、それぞれの項目ごとにこれで計算をして、学歴が修士で20点、職歴

が何年ありますというようなことで点数を足していったら、70点になればこの高度人材に認定されるというような仕組みでございます。

3 ページの方に戻っていただきますと、3 ページの左側の下の方、オレンジのところでは優遇措置の内容というのを記載してございます。これは高度専門職1号、2号と分かれておりますが、まず1号というものに認定をされ、「5年」の在留期間で許可されます。ほかの就労のための在留資格においても、最長は1回当たりの許可が5年になっていきます。「5年」、「3年」、「1年」というような具合に、それぞれの状況に応じて在留期間の年数が決定されることになっておりますが、高度人材の人については一律に「5年」ということで、1回当たりの許可が長くなって、もちろん更新は可能ということになっております。

そのほかに、複合的な在留活動ですとか配偶者の就労、親の帯同について、一般的な就労の資格、あるいはそのほかの在留資格では、親が短期滞在で尋ねてくるというのはもちろん可能ですけれども、親であるということで、長期に在留するというのとは一般的に認めておりませんけれども、高度人材の方については、要件を満たせば親の帯同というのが可能になっている。それから、家事使用人の帯同というのが一番下にあります。

下から2番目に在留歴に係る永住許可要件の緩和というのがございます。これは今回もまた見直しの対象になっている部分ですが、元々現行制度においても、一般的に永住許可のための在留実績の要件といたしましては、日本に10年在留していることを一般的な要件にしております。それをこの高度人材の方については、現行制度において10年を5年に短縮しているというような優遇措置をとっております。今回はまたその5年を更にどこまで短縮できるかというのが、議論するポイントということになっております。

それから、「高度専門職1号」の隣に「高度専門職2号」というのを書いておりますけれども、真ん中の段のところにも記載がございしますが、まず「高度専門職1号」についてですが、70点になりますとまず「高度専門職1号」が認められます。それで3年在留をいたしますと、「高度専門職2号」の方に移ることが可能になっているということで、この2号というのは、優遇措置の一番上に書いておりますけれども、在留期間が無期限ということで永住と同じような形になっています。そのほかの優遇措置というのも引き続き受けることが可能です。

これは前回、一度見直しをしましたということを先ほど御紹介いたしましたが、その見直しの過程で、やはり永住許可をどこまで緩和できるかというような議論がございまして、その際に高度人材としての活動は維持をした上で、在留期間を無期限にするというようなことで、この「高度専門職2号」というのを創設することになったというような経緯がございます。

その後、5ページ、6ページには、優遇措置の内容をもう少し詳細に記載をしておりますが、割愛をさせていただきます。

次に、7ページのグラフを御覧ください。

7ページに、これまで高度人材として、どのくらいの方を認めてきたかというようなものをグラフにしております。当初、平成24年5月に始まって、最初のうちは、累計

とはいえ伸びるカーブが比較的緩やかになってございます。一月当たりが数十件、50件に満たないような月もあったような状況で、利用が低調であったというようなことで、先ほど申し上げた見直しを行うことになりました。

平成25年12月に改正告示施行となっておりますが、当時、特定活動という在留資格でやっておりましたので、その要件を告示で定めておりました。その改正が平成25年12月となります。告示を改正して、その見直した効果と見直しを含めた広報効果などもありまして、その後のカーブというのは、比較的そこから少し伸びの傾きが大きくなってきております。最近、百数十件から200件ぐらい、月当たり認定をしているような状況にございます。

現在は、今のところ最新、手元にあります数字ですと、8月までですけれども、累計で約6,000人の方を認定してきております。このグラフの真ん中辺に四角で囲み日本再興戦略のKPIと言っている目標値を記載しておりますが、昨年までの再興戦略、成長戦略での目標値は、2行書いてあるうちの1行目だけが書いておりました「2017年末までに5,000人」という目標だけが掲げられておりました。

今年の6月の閣議決定をするに当たって、その時点で出ていた統計ですと5,000人にもう少しという具合、まだ5,000人には満たなかったですけれども、もう5,000人達成が見えていたという中で、今年の成長戦略では「2020年末までに10,000人」ということで、更に目標を倍ということで大きな目標を掲げたというようなところでございます。今のペースが仮に維持できるといたしますと、この10,000人というのは決して無理な数ではないと思っております。

次のページを御覧ください。

8ページに今回、今日こうやって御議論をいただく契機となりました「日本再興戦略2016」、今年の成長戦略です。この閣議決定を抜き出しております。特に重要なのは、上のパラグラフの真ん中辺に下線を引いてある部分でございます。

高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間は、先ほど申し上げたとおり原則10年を5年に短縮しておりますけれども、この5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設し、これを可能な限り速やかに必要な措置を講ずるということが閣議決定をされています。

ここでは5年を何年にするということころまでは、はっきりは書いておりませんが、少なくとも5年から大幅に短縮でなければならず、しかも世界最速級と言えるぐらいでなければならないという、ここまでは閣議決定されていますので、この範囲の中でいかに制度を作っていくかというのが、今、法務省に与えられた課題ということで、そこでいいものを作るべく、委員の皆様の御意見をいただきたいということでございます。

それから、永住許可の要件だけではなくて、あわせて高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しということも言われておりますので、先ほど御覧いただいた細かい字のポイント表、これに新しい項目をどう加えていくかということも、またもう一つの大きな課題ということで、大きく2点が課題ということになっております。

ここまでの現状の制度と見直しの経緯の御説明ですけれども、今の時点で法務省とし

で考えている案は、ある程度関係省庁の皆さんと議論をさせていただいておりますけれども、まだ政府として固まった案で、ここで御了承をいただくようなほどのものではないと思いますが、ある程度大体このくらいでできるのではないかと今の時点で考えている案が9ページ以降にございます。

先ほど申し上げました大きく2点のうちの一つ目の永住許可の要件の見直しのところ、そこについて書いたものです。「日本版高度外国人材グリーンカード」というのが、言わばキャッチフレーズのようにっております。

現行が左側の青い方に記載をしております。現在は、先ほど申し上げたとおり70点に達しますと高度人材と認定されます。70点の人も80点の人も100点の人も、この優遇措置という意味では違いがありません。70点以上で高度人材と認定されて、在留資格でいうと高度専門職というふうになりますと、そこから5年経つと永住許可の申請が可能になるというようなものが、今の仕組みです。

これについて、右側に見直し後というのがございます。この高度専門職のうち、まず一旦、基本的にどのくらい短くできるだろうかというふうに考えると、右側で二つ矢印が下に出ていますけれども、一つ長い方が3年としております。一旦70点以上の人、高度専門職の人全体を短くするとすれば、3年ぐらいであれば、まず短くできるのではないかと考えます。これは先ほど現行制度の中で、「高度専門職2号」というのが、言わば高度専門職用の永住のようなものと申し上げましたが、在留期間の無期限を認めているものです。この在留期間の無期限を認めるに当たっては高度専門職になってから3年の在留実績を要件としています。

それから、現行制度において永住許可を認める場合に、原則は10年の在留実績が必要ですが、例えば身分関係があるような方などの、一部には3年で永住を認めているような方もいらっしゃいます。そういう意味で、我々入管として、これまで3年で永住を認めるというのは、実績としてあるということで、3年ぐらいの在留状況を見れば安心して永住許可をすることは可能なのではないかとということで、まず3年というのを置いております。

ただ、それだけですと、5年から大幅に短縮し、しかも世界最速級のというには、そこまでは言えないということで、もう少し短くしないといけない面がありますけれども、一律に単純に全部を1年で認めるというのは、なかなかそこまではできないのかなということで考えましたが、高度人材の中でも更に高度な人たちについては、1年程度にできるのではないかとということです。その高度な中でも高度だというのをどう置くかというのはなかなか難しいのですが、70点以上で高度人材と認めている方のうち、点数を付けてみれば80点以上になる方々というのであれば、高度人材の中でも特に高度ということが言えるのではないかと考えてみました。

ただ、この80点以上がほんのわずかしかないということだと、あまり意味のない制度になってしまいますし、ほとんどの方が80点以上になりますというようなことだと、それはそれで絞っている意味はないというようなことになりますので、正確な統計はないのですが、一番審査をたくさんやっている東京入管で3か月分ぐらいの実績を、実際に審査した案件を抜き出して見てみました。

通常の審査では70点以上に達すれば、もうそれだけで高度人材ですので、80点か90点かという審査はしておりませんが、その審査が終わった案件についてもう一度見直して、本当に付けてみれば何点になるかということを見てみましたところ、出ている書類の限りですけれども、大体4割弱、一桁は余りここでは意味ないと思いますけれども、37%ぐらいの方々が80点に届きそうだというような状況にございます。

今申し上げたとおり、審査では70点に達すればあとは一緒ですので、中には本当は書類を出せばあと10点あるけれども、70点に達するので今は何も書いていないし、何も書類を出していないという方はいらっしゃると思いますので、実際に80点だといひことがありますよということが分かると、もう少し出していただいて、若干37%から何%か分かりませんが、やや増えるということは恐らくあるのではないかといいうふうに思っております。

そうしますと、大体半分とか半分弱か強か分かりませんが、そのぐらいということで、余り意味のない絞り方にもなりませんし、一応、高度人材の中でも高度ということを使うには、80点というのはいい線なのではないかなというふうに今のところ我々は考えているところです。これが今の時点の永住許可要件の見直しのところの考え方です。

続いて、そのほかのポイント計算のポイントの見直しの方が10ページ以降に記載しております。10ページは、7つぐらい見直すポイントを考えてみたのですけれども、それを一覧にしたものでして、一つ一つの項目を11ページから記載をしています。11ページから御説明を申し上げたいと思います。

11ページの一つ目、特にこの一つ目の考え方が、今回のポイントの見直しのコンセプトというか、どういう視点で見直すかというところに関わってきているというふうに思っておりますけれども、成長分野で、特に成長分野の先端プロジェクトに従事するような人材、そういう方というのは成長分野というのは、ただその分野が成長しているというだけではなくて、その成長というのが他分野の成長にも影響を及ぼす、いい影響を及ぼすというようなところですので、ITであったりAIであったり、そのようなものが想定されますけれども、成長分野の特に先端プロジェクトに従事しているような方であれば、高度人材としての能力が実際にあるからそこにいらっしゃるでしょうし、更にそこで能力を発揮していただくということが、我が国の成長に大きく寄与していただけるのではないかといいことで、そういうプロジェクトに従事する方々には、10点ぐらいを加点できればと考えております。

ただ、ここで概略を申し上げていますが、成長分野は何が成長分野なのか、どのプロジェクトが本当の先端プロジェクトなのかというのを、我々法務省にそれを判断する能力はありませんので、個別の審査の中ではなかなかできませんし、入管に申請を出してみないと分からないというわけにはいかないと思いますので、これは何らかの各省所管の省庁が関与しているというものにして、そこで関与というのは各省庁が実際にプロジェクトそのものをやっているというところまでは、もちろん求めませんが、何らかの責任ある関与をされている、そういうプロジェクトについて、各省からお寄せいただいて、それを告示するのか、ホームページに載せるのかとか技術的なところはまだこ

れからになりますけれども、あらかじめこのプロジェクトはこれに該当するというのが分かるような形にしておいて、そこで従事する方については加点をするというような形にしたいというふうに考えております。

それから、二つ目が高額投資家に関する加点ですけれども、先ほど申し上げた三つある研究者、専門・技術、経営・管理と三つあるうちの経営・管理の方々に、自ら経営するような事業に自ら投資をしている方、それがしかも高額な方については加点をしようということ考えております。これは5点程度の加点の方向で考えてございます。

それから三つ目ですけれども、トップ大学という言い方をしておりますが、この表現が適切かは、また今後詰めていかなければいけないところはありますけれども、トップ大学の卒業者に対する加点ということで、今のポイントの仕組みというのは、学士は何点、修士は何点、博士は何点ということで、学位のレベルによって点数を分けています。どこの大学だから上とか下ということは、当然ながらないというのが今の仕組みになっております。それが特に、世界でもトップレベルにあるような大学の学位を取られた方であれば、同じ学士、同じ修士、同じ博士であっても、より高度人材として活躍されるような素地といいますか、そういうポテンシャルがある方々なのではないかということで、世界のトップレベルの大学で学位を取られた方については、特別に加算をしたいというのが三つ目の考え方です。

ただ、そこで何がトップ大学かというのは、やはりまた我々法務省でなかなか決めたいところでして、そこで、ただどこか公的機関がなかなかランク付けをしてくれているというのがありませんので、世界で比較的権威があると言われているような格付機関が三つ、ここに記載してあるとおりでございます。もちろん、ほかにも格付機関はいろいろあるのですけれども、この三つが定評があるということで、日本再興戦略、成長戦略においても大学に関する指標のところで、この三つが使われたりもしていますので、民間格付ではありますが、この三つを使って、ただその評価の視点、評価の項目というのはそれぞれにまた違います。ですから、同じ大学が、あるところと三つの中ではまた順位が大分異なってくるということがありますので、しかも、どれが一番いいということはいえない状況にございます。そこで、その評価の視点の揺れをならすような意味で、三つの機関のうち二つ以上で世界の上位300位以内ということで、ある程度バランスがとれるのではないかなというふうに思います。

世界で300といっても、ちょっとイメージが湧きにくいかもしれませんが、日本の大学が適正に評価されているかどうかというのは、また別途議論があるところでしょうが、日本の大学に当てはめると、この考え方で入りますのが、旧帝国大学、と東工大で、筑波大が入ったり入らなかったりというようなものが大体のイメージになっております。

それから、同じ考え方の中で、二つ目に外務省が日本のイノベーションに貢献できる優秀な人材を輩出していると認め「パートナー校」として指定した大学というのを記載しております。これはアジアの大学が対象なんですけれども、世界のトップ300としたとき、やはりアジアの大学というのは評価指標の関係もあり、やや低く評価されがちなのところがございます。なかなか300の中に入るというのは難しい。そういう中で、

これは外務省が J I C A などとも協力して、個々の大学をよく見た上で、日本のイノベーションに貢献できるような人材を輩出しているかというところを個別に指定をします。これは我々のポイント制のために作っている制度ではないんですけれども、別途、外務省がしっかりそうやって選んで指定をするということですので、今その作業をされているようです。そこで指定された大学については、トップ 3 0 0 と同じように扱いたいと思っております。

最初に申し上げたとおり、全体として、まだ関係省庁とは協議中のものではありませんけれども、この三つ目のトップ大学については、特に日本の大学について、もう少し何とかできないかなというような議論はございまして、先ほど申し上げたとおり、今の考え方ですと、私立大学が 1 校も入らないというようなところがありますが、私大でも特にハイレベルなところや、特に留学生がたくさんいらっちゃって、しかも優秀な学生を輩出されているようなところをしっかりとこの中に入れることができないかと考えております。しかし、それは客観的な指標でなければいけませんので、そういうものができるかどうかということは、現在、関係省庁と議論をさせていただいているところです。

制度導入までにうまくまとまれば、何らかここにもう一つぐらい付け加えるということはあるかと思いますが、基本的にこの考え方の枠内で制度は作っていくということで考えております。

続いて 1 2 ページの一番上ですけれども、ODA を活用した人材育成事業の修了者、これは先ほど申し上げた外務省の「パートナー校」というものとつながりますが、そういった外務省が大学の単位で高度人材を輩出するような、イノベーションを起こすような人材を輩出していると認めた大学から、その大学院生、若しくは大学の卒業者を、今度は個人の単位でしっかり見て、本当にその中でも優秀な方に日本に来ていただいて、日本で研修をしていただくというようなプログラムです。その研修に参加した方については、同じく 5 点程度の加点をしたいというふうに考えております。これは外務省も大学を見て、しかも個人まで見ていますので我々としてはもう信用して、これは使いやすいついて思っています。

それから次の 5 番目が高度学術研究分野、三つあるタイプのうちの研究者のタイプですけれども、ここでこれまでの点数の付け方では、研究者の分野に限ってだけは学部卒、学士について全く加点をしていませんでした。それ以外の二つの分野については、学士、修士、博士それぞれレベルによって点数は分けていますけれども、学士でも加点をしていたんですけれども、学歴としての評価が、学士の人でもほかのポイントで 7 0 点に達すれば当然ながら高度人材には認定されますが、学歴としての加点が一切ありませんでした。そんな中で、研究者であっても、確かに研究者の方は修士以上が多いかもしれませんが、中には学士で高度な研究者もいらっしゃるということで、そういう方については 1 0 点程度の、ほかの分野との並びでの加点はしてもいいのではないかと。むしろ、ここだけを特に差を付けなければならないというような理由も特段ないということで、ほかの分野との並びで、学士についても 1 0 点というような加点をしたいというふうに思っております。

六つ目ですけれども、これについては、複数の修士とか博士ですね、その専門性の広

がりみたいなどころを見ているんですけれども、従来ですと何個学位を持っていたとしても最高の学位が修士であれば20点、博士であれば30点というような形だったんですが、複数の博士号を持っているとか複数の修士号を持っているということは、それだけ専門性が広がりがあるということです。高度人材として活躍するということは、より期待できるのではないかなというように、そういう方については、さすがに博士を二つ持っていて30点足す30点で60点というのはちょっとやり過ぎなので、5点程度の加点ということで、今でも学位の中でも同じ修士でもMBAを持っていたらプラス5点とかいうようなことをやっていますので、同じような考え方で、広がりのある方についてはプラス5点というふうにしたいと思っております。

それから最後ですけれども、日本語能力でして、日本語の能力がある方はより日本で活躍しやすいでしょうし、是非活躍してほしいんですけれども、現行の点数の付け方ですと、日本語能力試験でいうN1相当の方、それから外国の大学で日本語を専攻されたような方々、こういう方々については15点の加点をしております。そのほか、日本語だけを見ているわけではありませんが、日本の教育機関、日本の大学で学位を取りましたという方については、学位に応じた10点とか20点というもののほかに、日本の大学を出たということで10点の加点をしております。

そういう中で、今の制度で抜け落ちてしまっている方々、例えば外国の大学を出たが、日本語専攻ではありません。だけれども、自分で勉強をされてN1まではいかないけれども、N2ぐらいを取られたというような方々がいます。N1というのはもうほとんどぺらぺらのレベルですが、N2というと大学や専門学校に入る方が大体取られるレベルでして、高等教育機関で教育を受けられるレベルの日本語ということです。そう簡単に取れるものではありません。そうすると、N2相当を自分で母国で取られた方については、N1と同じとは言いませんが、相当な加点が認められるのではないかなということで、N1が15点ですので、N2の方について10点の加点をできたらいいのではないかなというふうに考えております。

以上がポイントの見直しの考え方です。最初の方に御説明をした永住の見直しと、このポイント計算全体の見直しとをあわせて、閣議決定では可能な限り速やかにということなんですけれども、我々法務省としては、可能な限り速やかにという表現と、実際決めるに至ったこれまでの議論の経緯などを踏まえ、遅くとも年度内、その中の可能な限り早期に実施に移せるようなつもりで進めていけたらと思っております。

年度内という、まだ結構ありそうな気がしますが、ポイントの見直しのところは省令の事項になりますので、パブリックコメントですとか、まだ概要の段階ですので、関係省庁とも細かい詰めをしていかなければいけませんし、具体的にどういうふうに省令に書けるかなど検討しますと、いろいろ議論もあると思います。今回の懇談会は立ち上がって2回目ですが、なかなか余裕も無い状況です。個別の論点で恐縮ですが、今回ここで御議論をいただくということにさせていただいたものです。

是非、幅広い観点からの御意見をいただければ、いいものを作る上で大変参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

3 協議

○田中座長 ありがとうございます。

できる限り早くということで年度内ということのようであります。今日の御説明も、まだ確定しているという段階ではないというふうに理解していますけれども、是非、委員の皆様から具体的な事例まで踏み込んで御意見を、あるいは質問をいただければというふうに思います。

前回と同じように、どなたからでも結構なんですけれども、どなたからか御発言いただけますか。

では、秋月委員。

○秋月委員 秋月です。

基本的に御提案の方向で賛成ですけれども、1点質問させてください。

これまでに高度人材として認められた方、約6,000人の中で、先進国と途上国の比率がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

といいますのも、今回加点をする対象としてODAを活用した人材育成ということで外務省のパートナー校、アジアの国からの人たちを加点するという話で、これは日本の側からは良いとは思いますが、途上国の開発の観点からいいますと、より高度な人材が流出する可能性があるということが気になります。例えば私が開発援助で関わってきた経験からは、国連では国連のプロジェクトで研修した人材は、やはり国内で二、三年は活躍していただいて、その後であれば、海外に行っても構わないというようなルールがあったと思います。そのように途上国の開発の観点からいいますと、高度人材を日本がたくさん受け入れることによって弊害が生じないかというところが、ちょっと注意点かなという気がいたしましたので、途上国からの方たちがどれぐらいいらしているのかお聞きしたいと思いました。

以上です。

○田中座長 この点については事務局、どなたからか御説明いただけますか。

○根岸企画室長 どういう国の方々を高度人材として受け入れているかですけれども、途上国、先進国という分け方はしていないのですが、国籍別で見ますと主なところを申し上げますと、やはり一番多いのが中国です。また、在留の実績を見ますと、先ほど統計を示しましたのは認定の数ですけれども、大体1割ぐらいの方が帰っています。その中で昨年末現在の在留者数というので見てみますと、中国の方が65%ぐらいということで、今現在は圧倒的に中国ということになっています。続いて2番目がアメリカ。アメリカの方が5.3%、次のインドが4.6%というような順序になっております。

ざっと見ますと、今申し上げただけでもかなりを占めてしまいますので、途上国といえるような方々はそう多いわけではありませんが、そこで統計上は5人とか3人とか出る数というのが、そういう国にとっては貴重な人材であるということは、これはこれで事実だろうというふうに思います。

ただ、今回ポイントを加算しようとする外務省の事業自身が、もちろん相手国のことも考え、もちろん日本のことも日本がやりますので、考えた上でやっているプロジェク

トであって、そんな中で日本に来ていただいて研修を受けていただいたり、あるいはそのパートナー校に支援をするというのは、日本にもためになる面がありますけれども、やはりその国の人材を育てるということのためにやっている面は大きいと思いますので、そういう前提の中で、お互いが一人一人の人材をとったときに、本当にお互いが裨益していると言えるのかは、ちょっといろいろあるかもしれませんが、そういう中で、やっぱり相手国の人材をしっかり育てるということを基本にしながら、その中でいい人材について日本にも来ていただく。しかも、それを日本に縛り付けるわけではもちろんありませんので、日本で活躍していただいて、それは日本にとってもいいですし、またその日本を理解した人が、更に日本での経験も踏まえて、母国でリーダーになっていただくとかいうようなことというのは、世界的な人の流れの中で、送り出すもとの国にとっても、決してマイナスばかりではないんじゃないかなというふうに思って、我々としては、世界が奪い合う人材をインセンティブを与えてとると言っているんですから、基本的には日本のことを考えた制度かもしれませんが、決して人材を輩出する国にとって、マイナスになるようなことをするというようなつもりではなく、外務省も多分、だからこそやっている制度だと思いますので、それを活用させていただくというような方向で考えてございます。

○秋月委員 ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続いて高橋委員。

○高橋委員 私も、基本的な方向性については賛成でございます。最速級というからには、私の記憶する限りは、最速級は韓国が1年だと思いますので、やはり1年というのがいいのではないかなというふうに思います。

その上でですが、若干質問がございまして、まず一つは、7ページのいわゆる認定件数ですが、これで見えて増えているのはいいことだと思うんですが、高度経営・管理活動、この緑ですね、この増え方が非常に緩いんですが、これは元々母数が少ないからこうなのか、それともポイントの出し方に偏りがないのかどうか、そこはひとつチェックする必要があるんじゃないかなということを感じます。

それから二つ目に、これはポイントの認定件数ですが、現実問題として、では高度人材がどれだけ日本に定着しているのかという意味での実際の永住件数ですか、そこも見ておく必要はあるのではないのかなというふうに思います。

それから3番目ですが、先ほどの国籍のことでちょっと気になるんですが、高度人材というのは、そもそも国籍を制限すべきではないのか、それともある程度の念頭に置くべきなのか、ここはちょっと考えた方がいいかなという気はします。少なくとも労働移民のことは今は考えていないわけですが、労働移民などを考えるときには、ある程度、国籍は意識せざるを得ないと思いますが、高度人材はそういうことをすべきでないのかどうかということを、ちょっと私は知見がないので教えていただければというか、議論しなくていいんだろうかということを感じております。

それから、ついでに申し上げますと、加算措置の中で、やはりトップ大学のところ、この加算ですね。やはりこれからの人材というのは理系、文系、あるいはその両方の素

養を持つような人たちが非常に必要だと思いますので、今の状況だと、結果的に理系、それも国立の総合大学が若干有利なように思うので、文系の大学、あるいは私立大学もどういうふうに入れていくのかというのは、国内の大学のことですけれども、議論する必要があるのではないのかなというように感じています。

以上でございます。

○田中座長 今、高橋委員から四つぐらい出ていますけれども、この辺は事務局からするとどうでしょうか。

○根岸企画室長 まず一つ目の経営・管理のところが少ないのではないかということですが、これは元々の通常の在留資格として「経営・管理」というような在留資格があるんですけれども、在留者数はそう多い在留資格ではないです。

一方で、この一番多くを占めています高度専門・技術と言っているのは、在留資格としても幅が広いですし、その中でも、いわゆる大学を出て就職をした人の多くが対象となるような「技術・人文知識・国際業務」という元々幅の広い在留資格に該当するような方々が皆さん対象になっていますので、そういう意味では、「経営・管理」については元来制度上、範囲的には狭いといえますか、元々対象になる人の比率というのは、このぐらいではないかというふうに思っています。

ポイントが厳しいかどうかというのは、確たることは申し上げられませんが、今回正確ではないにせよ、80点以上はどのぐらいいるんだろうかというふうに300件弱ぐらいを見てみると、「百何十点いくね。」なんていう人がいるのは大体経営・管理です。それはやはり圧倒的な収入だったりとかいう方がいたりというのが比較的多いです。そういったことから、イメージします高度人材という人を受け入れるに当たっては、決して今の制度が経営・管理について特に厳しいかということ、必ずしもそうではないのかなというふうには思っています。

前回見直しの議論のときも、どちらかというと、研究のところが実態に即さないんじゃないかというのが比較的多くて、その辺を見直したりしましたけれども、経営のところが特段厳しいというふうには、今のところ我々はそんなに捉えていないんですけれども。

それから、現実には定着しているかということですが、先ほど申し上げたとおり、認定件数に比べて在留者数で言うと、大体1割ぐらい減っておりますので、いつ認定されたかまでちょっと追っていないんですけれども、比較的高度人材のイメージで世界を渡り歩くというよりは、結構いてくれているなという印象を持っています。

永住までしてしてくれるかといいますと、制度が始まったのが平成24年ですので、当初の人たちも永住許可要件緩和での5年がまだ来ていないんですね。3年で実質永住のようになれる、高度専門職2号の3年には、初めのころの方々は、やっと到達してきていますが、それは少しずつ申請はありますけれども、まだ本当に永住として定着して、そういう意味での定着をしてくれるかどうかということころまでは、今のところ実績としてはまだ見通せていないというのが実情かと思います。

それから、国籍をどう考えるかですが、それは正に皆様の御意見をお聞きしたいところではあるんですけれども、高橋委員がおっしゃったとおり、本当に何か今入れていな

いようなレベルの人を入れるのかどうかという議論のときには、対象国をどうするのかというのは、やっぱり大きなテーマの一つだと思いますけれども、少なくとも現行制度において、高度人材と言えるような方々を受け入れるに当たって、国籍上の制限というのは、余り我々は考えていないというのが実情です。もちろん、考えようによっては安全保障上の観点ですとか、そういうような面ではいろいろあるのかもしれませんが、そういうところは、むしろ個別の情報の中で問題のある人は入れないというようなことをやっていくんでしょうし、そういう意味では今のところ、国籍による制限を設けないといけないような方々ではないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田中座長 トップ大学の私学とかは。

○根岸企画室長 トップ大学のところについては、正に先ほど御説明の中で少し奥歯に何か引っ掛かったような形で申し上げましたが、いろいろ関係省庁と議論はさせていただいておりまして、問題意識は同じような問題意識を持っております。私大が今のこの指標だと、やや評価が低くなってしまうということ。それから、元々この定評ある3機関というものの評価の指標自身も、比較的、理系が評価されやすいような評価指標になっています。

したがって、世の中の一般的なイメージに比べると、ほとんどが文系の大学であったりすると、なかなか上位に入っていないというような実情がございますので、そういうところは、正に客観的な指標がうまく見つかるかどうかとか、文系だからその分加算するというわけにはいきませんし、私大だから加点をするというわけにもいかないで、うまい客観的な指標が見つければ、もう少し私大や文系を拾えるような方向で見直しができればなというふうに思っております。ただ、この考え方は踏み外さない範囲でということでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

野口委員。

○野口委員 ありがとうございます。

今、定着と永住の話が出てきたので、そのことに関連して一つ御質問と、もう一つはお願いします。

9 ページで御説明いただいた見直し後の最速1年を目指すというこの図は、高度専門職1号で入ってこられた方が永住者として永住するという場合に、現行の5年を3年にして、80点以上をとったら1年にするという表だと思うのですが、高度専門職1号で入ってこられた方が永住したいというときの選択肢は二つあって、高度専門職2号で高度専門職として永住するという道も多分あり、先ほどのお話だと、まだ実例もそれほどないという話だったので、ここからは想像の話となりますけれども、恐らく今の制度を前提にすると高度専門職1号で入られて5年はいられるから、5年目に永住にするか2号にするかと選択されていると思うのです。それを3年にして、1年という最速のルートを入れた場合に、高度専門職1号から2号への在留資格の変更の現行のまま3年で維持されるのか、それともこちらについても高度専門職1号で80点以上をとると、1年で高度専門職2号への在留資格の変更を認めるのかによって、あわせる

形として差し上げないと、1年で永住者としての永住の切符は手に入れられるとしても、高度専門職2号として永住したいという人の最速ニーズは満たせないのかなという気がいたしまして、このあたりはどう考えておられるのかというのが1点目の質問です。

あわせて2点目のお願いベースの話というのは、お話を伺いますと、現行の高度専門職の認定は70点あれば高度専門職になるので、70点分の資料を用意されて、70点分で申請をされているということになっているのだと思います。これが80点でということになると、10点分余計に申請者としては申請の手続が増えるとも考えられると。そのときに、最速というからには、やはり1年で申請の資格が取れますというだけではなくて、申請手続そのもののコストというのも増えないように配慮する必要があるかなと思っております。

10点分のプラスで証明をしなければならない証明のコストがなるべくかからないような形で、申請手続のコストも最速、最小限にさせていただけるように、例えば電子化とかいろいろ考えられると思うのですけれども、先ほど大学の話にもあったような、たとえば、外部評価で定着している指標を導入するとか、そういったような工夫が必要なのかなという気がいたします。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その高度専門職2号の時期についてはどうですか。

○根岸企画室長 今のところ、我々の想定としては、2号についての在留実績期間の見直しというのは、今この見直しの検討には入っていません。この閣議決定をもとに検討を始めておりますので、その中では永住そのものの見直し、永住までの期間というのがターゲットになっているというようなことの経緯論みたいなものが大きいんですけれども、今のところ2号の3年が長いという声はそうそうないというのもあり、今のところ見直しは想定をしております。

ただ、野口委員御指摘のような観点もあるかなという気はいたしますので、ただそれは何かマイナス面があるかどうかというのは、余り検討していなかったのですが、そこは関係省庁とよく相談をしなければいけないところかなと思っています。

その前提として、今2号の対象になる人というのが、そもそも申請できる人自身がまだ多分余り多くはないのですけれども、多くはないといっても、その中のうちどの程度が申請しているかという、やはり本当に僅かしか申請をされていないというのが実態だと思います。

それは野口委員御指摘のとおりでして、実際は2号に今申請したら多分許可をされる人であっても、1号で入っていて、あるいは従来の特定期間のままかもしれませんけれども、1号で入っていて在留期間5年を確実にもらえているので、特段不自由はないので、今ならもう2号をもらえるよと言われたからといって、わざわざ申請をする特段の理由がないという方は結構いらっしゃるかと思います。

そうすると、ここで永住を3年若しくは1年にしたところで、同じような考え方に立てば、やっぱり5年目の選択であって、1年のところですぐ永住に行くか、3年のところで永住に行くか、あるいは3年で永住か2号を悩むかという、そういう人もいるで

しょうけれども、5年目に1号を更新するか2号に変更するか永住申請をするか、1号の更新の方は多分余りいないと思いますので、実質2号か永住かの選択肢になるという方が、多分多いのではないかと思います。やはりこれは検討した経緯というのは、前の見直しと違うんですというところでちょっと触れましたが、1回目の見直しのときには余りにも利用する人が少なくて、これはやっぱり要件が厳し過ぎるのではないかということ、とはいえ、やたらと下げ過ぎたら高度人材ではなくなってしまうということで、どういう下げ方をすれば問題なく下げられるかというのがありましたが、今回は高度人材の数が少ないから、とにかく増やせということでは決してなくて、多様な観点を持ち込みましょうということにはしていますが、単純に引き下げたりかさ上げしたりということは考えていません。

そういう流れからして、永住のところも、とにかく早く永住を許可されたいというよりも、これを見直すこととあわせて、永住をそのくらい早く許可するんですよということによって、世の中にアピールするというのが効果が最も大きなことだというふうに思っています。言わば「グリーンカード」という言葉を使っただけのキャッチフレーズみたいなものでして、総理もニューヨークに行かれたときに対日投資のセミナーで、このグリーンカードの話をされていますので、ということからすると、アピール効果としては、そういうものは必要なのではないかなというふうには考えております。はっきりしたお答えになっていないかもしれませんが。

それで、書類のところですけども、御意見は全くよく分かります。今、電子化ということをおっしゃいましたが、オンライン申請というのを別途、この同じ再興戦略の中で別のところで書かれていまして、これを検討しております。その過程で、オンラインでできると便利という面がありますし、かつオンラインにするには、添付書類というのがやっぱりネックになりますので、それもどういう人にどこまで求めるかは、あわせて見直しの検討を今始めておりますので、そういうこととあわせて、全体的にそう負担が過度にならないように、かといってチェックしなくてはいけないものはちゃんとチェックしなくてはいけませんので、負担軽減のために厳格さが損われないようにしながら、負担も最小限になるような形で検討はしたいというふうに思っております。

○野口委員 ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

滝澤委員。

○滝澤委員 私は、こういう形で高度人材を入れるためにインセンティブを出すというのは、非常にいいことだと思います。それで、高度人材を入れるということであれば、一つ面白い調査があります。今年の初めにスイスのインシアードですか、そこが出した世界人材競争力指数で、日本は109カ国のうちの19位だったと。特に低いのが「外国人材を引き寄せる魅力度」において75位である。つまり、外国人材はほとんど日本には関心がない、特にいわゆるホワイトカラーは関心がないということですね。ちなみにスイスにおいては2000年から2010年までで、10年間で人口が80万人（10%）増えて、その8割が大卒の高度移民であったそうです。そういう意味で、スイスは常にトップクラスを走っている。他方、日本は外国人への魅力については75位であ

るということです。

そういう中で、インセンティブとして、今回の措置は十分なのかという感じがあるんですね。つまり、人気がない一つの理由として、永住が難しいということではないかという、そういう前提があると思うんですけれども、では永住権の取得を容易にすれば高度人材は日本に来るのかという疑問があります。そもそも日本でずっと住みたくない人に永住権をあげましても来てくれないわけで、そこら辺の分析というのはどうなっているのでしょうか。

例えば当事者に聞いてみたら、確かに永住権をもらったらすぐに日本に行つてずっと働きますと言ったのか、それとも、日本はいいとこだから永住権があれば来るんじゃないかという、そういう見通しだったのか。そこら辺がもっとはつきりした方がいいと思いますね。言い換えれば、問題が何なのかということをはつきりさせるということです。

恐らく外国人高度人材が少ししか来ないのは、給与水準の問題もあると思うんですね。私は35年前に国連にいたとき、当時4倍になったんですよ。これは大きなインセンティブで、非常にリスクがあっても国連に行ったんですけれども、今の日本に来て待遇が4倍になるか、ならないでしょう。また、外国人の高度技能者が世界で移動する理由の一つは、そこにいる他の外国人と競争できるか、そういうものなんですね。恐らく日本に来て、日本人と競争しようという外国人はいないでしょう。むしろ東京に行けばいっぱい世界一流の人間が来ていて、そんな環境の中なら能力を伸ばせるみたいな、そういうインセンティブがあるんじゃないかと思うんですね。

でも、そういう環境作りは法務省の仕事の中にはないわけです。法務省ができることという、やはり在留資格、在留期間での優遇ということで、「受け皿」のあり方とまではいかないかとは思いますが。受け皿については、各省庁の方が担当されると思うんですけれども、ほかの省庁との調整みたいなもの、つまり受け皿の魅力を拡充する、来日インセンティブを強くして、高度人材がどんどん来る、ような体制作りはあるのでしょうか。大勢の希望者があれば日本側で選択もできると思うんですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

また、東京都が外国人高度人材を入れるということをやっていますけれども、東京都との連携はあるのでしょうか。

つまり、単に入り口レベルで水道の蛇口を開いたり止めたりする入国管理だけではなくて、出てきた水が流れていく方向を誘導する、つまりインセンティブ政策が必要です。もしかしたら、蛇口をひねっても水圧不足で水が出てこなかったり、濁った水が出たり、水が出て受け止めるコップがないというようなことについても検討する必要があると思います。

最後に、私個人的には、やはり日本に既にいる留学生を引き止めるということが必要だと思うんですね。来ない人をわざわざこれから探すのは非常に難しい。であれば、今来ている人たちを引き止めて高度人材として残ってもらおうというのがいいんじゃないかというふうに思います。

一応、コメントと質問でした。

○田中座長 どうもありがとうございました。

御意見という面がかなり多かったと思いますけれども、更に反応はございますか。

○根岸企画室長 蛇口の担当から言いますと、蛇口だけひねっても駄目だよというのは全く同感でございまして、実は今回のグリーンカードを初めとした高度人材の見直し、この議論を関係省庁で閣議決定をする前の段階で、今、滝澤委員がおっしゃったようなことは、正に我々法務省が主張したようなことでして、我々は我々でできることはやります。ただ、多分、外国人の方が、これは高度人材に限らないかもしれませんが、いろいろ特に高度人材の方々は、もうほかの国もいっぱい選択肢が自分で選べるわけですので、引く手あまたな人たちが日本を選んでくれるというときに、やはり労働条件、賃金を初めとしたものであったり、その仕事自身がその人のキャリアにとってすごく魅力的であったりとか、あるいは仕事以外でいうと生活環境がどうか、多分そういうところの方が大きいのではないかと思います。

そちらの方が多くて、入管制度がいいから日本に行くという人はそう余りないとは思いますが、少なくとも入管制度のところが引っ掛かって日本行きをためらう、これはやっぱり我々としては回避をしなければいけないと思います。そういうのが親の帯同であったり、家事使用人の帯同であったりというところにつながっているんだというふうに思います。

我々としてできるところはしっかりやりましょうと、でもそれ以外のところが重要ですよということは申し上げていますし、今回当局に関連するところを抜き出していますけれども、この同じ日本再興戦略の中でも、ほかの関連施策についてもあわせて記載がされております。出入国管理制度だけやればたくさん来るというふうには思われているわけではないものでございます。

それから、東京都との連携ということですが、余り個々の自治体と具体的な連携までということを図っているわけではないんですけれども、例えば総合特区の制度においては、東京都の中で都内のイノベーションを起こすというような趣旨の中で、このポイント制の加点の特例をやっているようなものがあります。それはやはり加点だけすればいいわけではなくて、引き付けること、入った後のことを都が全体として、正に生活者としてのところまで含めて考えた上で、入り口のところのここをちょっとお願いしますよということで、そこはいいでしょうということでやっているような制度もありますので、そういう意味で連携しているものがございます。

それから、留学生を引き止めるということですが、これは世界が奪い合う高度人材を引き付けるというのは、外にいる高度人材を連れてくるということも引き付けることですし、国内にいらっしゃる留学生が卒業後に就職するのは、別に日本でも母国でもほかの国でもいいわけですから。そのときに日本を選んでくれるということも、その引き付けることのひとつだとは思っていますので、現に今の高度人材として認定されている方々の中でも、外国から来ている人ばかりではなくて、むしろ国内からの変更の方が多いのが実情で、もっと外にいる人を引き付けなきゃ駄目じゃないかというのが、むしろ課題になるぐらいの状況でありますので、留学生はよく高度人材の卵というような言われ方をしますけれども、そういう観点も我々は持って、今後とも留学生にもこの制度も活用してもらえようにやっていきたいと思います。ただ、誰でもいいわけでは

ないので、ポイントを満たす人ということにはなりますけれども、考え方は同じだと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございます。

そうすると、引き続き明石委員、奥脇委員、ロバーツ委員という順番でいきたいと思っています。

○明石委員 御説明ありがとうございます。

先ほどの滝澤委員からの御質問に関係したところでは、御説明もありましたが、高度人材を受け入れる、誘致するための政策的制度的要因の影響力というのは限られているのだらうなど。例えば上場企業の外国人材、高度人材に対するスタンスや取り組み、また、どうしても採用しなければいけないというモチベーションの高さとかが、受入れの現状に影響しているのだと思っています。

テクニカルな質問になりますけれども、優遇措置のところであります5ページ、6ページで、高度専門職や今後グリーンカード経由で永住を認められた人たちに対する優遇措置についてです。

これは永住許可を受けた段階で、一般永住者と同様の扱いになるのでしょうか。だとすると、今まで高度人材として享受していた一種の資格を同時に失ってしまうし、永住資格を取得する動機を低下させるのではないかという懸念がありまして、その点を1点質問させてください。

もう一点質問ですが、現在のところ、一般の高度専門職、あるいは高度人材ポイント制に引っ掛からない外国人の中でも、いわゆる就労資格者で永住許可を受けた人たちというのは多々いるのだらうと想像しています。その人たちのその後の定着率は把握されているのかどうかということが二つ目の質問です。

いずれにしても、高度人材を誘致する場合、総合的なパフォーマンスを測るとき、招き入れるという側面と、その定着率という二つの指標から見た方がいいと考えまして、既に複数の委員から質問があったところと少し関連するわけですが、改めて質問させていただきました。

以上です。

○田中座長 それでは、二つ質問があるので。

○根岸企画室長 高度専門職から永住になった場合の優遇措置ですけれども、先程は詳細を御説明しませんでした。そこが永住と高度専門職2号の大きな違いでもありますし、前回の見直しのときに、永住の緩和が可能かどうかという議論から始まって高度専門職2号というのを作ることになったことの一つの理由なんですけれども、永住者という在留資格は、日本人の配偶者から永住者になった人、あるいはほかの就労資格から永住になった人、この高度専門職から永住に、まだなっていないけれどもなる人、皆同じ在留資格です。入管の記録をよく見れば、もとの在留資格は何であったのか、もちろん我々は一人一人は分かりますけれども、一般的には永住者という在留資格ですし、法律上は全く同じ立場ということになります。

したがって、永住者になった後というのは、言わば特別な優遇措置というのはなくなります。それが一つの前回の永住者の要件を緩和できるかという議論のときに、せっか

くなんだからという、正に今の御指摘のようなお話があつて、高度専門職2号という形で、高度専門職の中での在留期間が無期限の者を作ることによって、高度専門職の活動は維持するというような形にして、優遇措置も維持できるという形にしたと。

あわせて申し上げますと、そのときいろいろ御心配のあつた、可能性は低いかもしれないけれども、高度人材がもしドロップアウトしてしまったら、永住者だと仕事は何でもできるので、高度人材のような仕事じゃないところについても特段問題はないというようなことになってしまうというようなことで、そういうことも高度専門職2号とすることによって、高度人材としての活動だけはやってくださいねということが要件にできるということが、そういう両側の理由があつて、プラスの面とマイナスというか、マイナスへの心配に配慮した面と両方あつて、高度専門職2号というのを作った経緯がございます。

今回の永住の緩和の対象になる永住の方を選択されますと、その優遇措置はなくなってしまうということで、さっき野口委員の御質問のときに少しお話をしましたが、実際に今回ある程度、外向けのアピール性みたいなことをかなり重視している面がありますが、それだけではないのも滝澤委員のおっしゃるとおりですが、もし日本に来てくれたとして、実際に多くの方が5年後の選択になったりすると、そのころには一言ではなかなか分かりませんが、少し聞けば分かる制度ですので、そのときには実際2号を使ってくれる方というのは、いらっしゃるのではないかなというような気がいたしております。

それから、今いる永住者の方の定着率というお話ですけれども、恐縮ですが、そのような観点で統計をまとめたものというのがございまして、本当にどのくらいの方が残っていて、どのくらいの方が帰っているのかというのは、きちんと出したものがございません、はっきりしたお答えができないのが今の実情でございます。

○田中座長 ただ、こういう制度を作っていく以上は、今後は意識して定着率もとるようにしていただくというのが望ましいんじゃないかなと思います。

奥脇委員。

○奥脇委員 今回のお話は、要するに高度人材ポイント制という現行の制度の枠組みの中で、いかにもっと来ていただくか、これを省令でできる範囲でやる、最速級のグリーンカード、あるいはポイント制をもっと活用して人に来てもらうということですね。

高度人材というのは、恐らく高度であればあるほど、多分トランスナショナルというか、あちこち動き回る。定住してくださる方はよほど日本が気に入った方とか、日本とうまく親和した方とか、そういうのはずっといたいとおっしゃるかもしれないけれども、ポイントが高ければそう定着率が高いとも思えない、ポイントが高い人ほどそういう傾向はありそうな気がするんです。したがって、認定数の方がむしろ予測としては非常に重要であると思います。

17年末までに7,000人という予測ですが、これは大体今までの勢いがそのままいけばいくでしょうし、あるいは2020年末までに10,000人と、これもいろんな外部的事情があつてうまくいくかもしれないんですが、一体どのくらい少子化が進む日本の中で、こういう高度高齢者、ここからは余り法務省プロパーで議論できることで

はないと思いますが、高度人材というものを、一体どのぐらいまで今後増やしていくつもりがあるのか、あるいはどのぐらいの数を目標値にするのか、こういうことも少し考えてみる必要があるように思います。各国で最高級の高度人材を、特に学術活動面で来ていただくというような場合には、高度人材だけを優遇するだけでは駄目なのではないか。既存のポイント制の中では、確かに親の呼び寄せとか、従来余りそういうことをやっていなかったのをやるとか、あるいは家事労働者、これを一緒に連れてくることができるとか工夫があり、これは非常に大きいとは思いますが。

ただ例えばアメリカなんかを見ていると、インド人は非常に高度な人がアメリカに行ってやっていると、あるいは中国人でもそういう場合が多いと思いますが、それはある意味では、インド人がアメリカ社会に行ってもすぐに溶け込めるインド社会がアメリカの中にあるので、非常に気楽に行けるという側面が非常に強い。つまり、自分の文化圏を、要するに郷に入っては郷に従えではなくて、アメリカに行ったらインド社会がやっぱりある。インド料理を食べたければどこでも、自分の好みの店があるとか、あるいはタクシーを呼ぶとインド人がちゃんと来てくれるとか、いろいろそういう文化全体、自分の生活全般が、そのままアメリカに行っても成り立つ。中国人もそういうようなところがあると思います。

つまり、目標値をどのぐらいに設定するかによりますけれども、そうした高度人材が一人で来るのではなくて、生活文化圏を一つの塊として考えないとうまくいかないんだと思います。特に日本のような独特の社会においてはそういうことが強くいえるわけで、したがって、認定数を本当に増やそうというのであれば、相当抜本的な出入国管理方針の変更というか、日本社会の文化的変化とか、そこまで必要になってくる。それはもちろん法務省プロパーで議論することではないわけで、その限りで私は現行法の枠内で省令改正をやって認定数を増やそうという意味では、今回のご提案によりとりあえず問題なく認定数を増やすことはできるだろうと思います。ただ、そこから永住とか定住化とか、そういうことを果たして目標として立てることが高度人材の導入ということと一致した目標なのかどうかとは、なかなか微妙なところがあるのではないかと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

そうすると、今の点で簡単に何か答えられることはありますか。それとも少しお話を伺ってからまとめて答えましょうか。

では、ロバーツ委員。

○ロバーツ委員 どうもありがとうございました。

大体、私は明石委員の質問は私が考えていることと同じです。つまり、1号から2号で永住権になった場合には、優遇措置を失うことがあるのかと。やはり失うという回答がございまして、別に永住権はなくなっても2号までずっといられると思いますし、それも一つの考え方かもしれないんですけども、また永住権になった場合にちょっと問題点と聞いたことがあるんですけども、これは税制度に関してです。

それは永住権をもらった場合に、帰化していなくても、向こうにアセットを持っていれば、どの国にでも、日本じゃない国にアセットを持っていれば、それは税金がかかると聞きました。日本の税金がかかるんです。それがすごく大きなネックだと思うんです。

特にお金持ちだと向こうでのアセットが、税金がかかりますよと言われた場合、じゃあ2号で止まりましょうと思う人も多いと思います。

もう一つは教育の問題ですね。ずっと日本にいたいんですけれども、子供たちの教育をどうしようという問題が非常に大きいです。それも、もちろん法務省ができることではないです。だから、文部科学省とかと一緒に考えてプログラムを作らない限り、これは解決できないと思うんです。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

私も大学でいろいろやっていて、外国の先生に来てもらうといったときに、サラリーの問題と、それから子供の教育ですね。日本に行ってもいいけれども、ちゃんとした小学校、中学校に行けるんですかと、そういうことは結構あるんですね。

税制のところについて、何かありますか。

○根岸企画室長 税のことは、我々の方で責任を持ってお答えできないのですが、例えば相続税なんかで外国人の方が非常にやりにくいみたいなことがあって、それは何か今の税制改正の課題の一つに上がっているというふうには聞いています。今おっしゃったのは、多分違う話だと思いますけれども。

いずれにしても、教育の問題もそうですけれども、正に前の第6次の懇談会の報告書でも書いていただきましたが、外国人の受入れ問題は、ここは出入国という観点ですけれども、出入国を考えるに当たって、やっぱり外国人を受け入れた後の生活者としての視点の問題というのと、ここでそこは決められないにしても、やっぱりそちらの問題、共生の視点ということとセットで動かないといけないというのも、これはそのとおりだと思いますので、そういう懇談会の報告書を前回は頂いたがゆえに、法務大臣としての本来ならそんなところには踏み込めない、法務大臣としての出入国管理基本計画にも出入国管理と共生の取り組みというのは車の両輪だということをわざわざ書けたわけでございます。これはこれだけの有識者から御意見があつて、当局の政策のことをいうために必要なんだということを訴えて、何とか書けたようなところがありますので、そういう視点というのは我々も出入国管理をやるとは言いながらも、そこは大事にしていきたいなというふうに思っております。

はっきりお答えができないんですけれども、すみません。

○田中座長 実際どうなるかということもそうですけれども、この2号と永住権の場合に税制上どういう取扱いになるかぐらいは、少し整理しておいていただけると有り難いんじゃないかなというふうに思いますね。

私のチェックしたものと、次は井上委員、青木委員、岡部委員という順番なんですけれども。

○井上委員 ありがとうございます。

今回の見直しの方には、私どもとしても賛成です。ただ、今いろいろ御説明を伺うと、今回見直しを行うことによって、永住許可申請に要する在留期間については短縮されるということですが、皆さんから御指摘のあるとおり、高度専門職2号の方が様々なメリットがあるというようなこともありますので、果たしてこれで高度人材がよ

り多く日本にいらっしゃるかというところについては、そこに焦点が当たっているのかどうかというのは分かりませんが、様々な省庁と連携して、高度人材の部分も全体に増やしていくという議論を是非深めていただきたいと思います。

高度人材として在留する方の65%くらいが中国籍という御説明もありましたけれども、なぜそのほかの国が増えないのかということも、やはり原因を分析していかなくてはなりませんし、むしろそのほかのところをどういうふうにやれば増やせるのかということを、政府としても積極的に御議論をいただきたいと思います。

税制につきましては、相続税の問題がやっぱり一番大きいらしくて、これは経団連の来年度の税制改正要望にも入れていまして、ACCJさん、在日米国商工会議所さんもやっていますけれども、日本にいらっしゃる時にお亡くなりになると、日本の相続税が海外の資産に対してもかかってしまうという問題があって、ここの見直しについては、多分年末までの税制改正のいろんな議論の中で、政府内で検討されるのではないかと私は思っております。

それと、あと最後に質問なんですけれども、要件の見直しの中で、高額投資家に対する加算というのがありますし、これはいわゆる投資移民、若干問題視されているような報道がありますけれども、そことの関係を御説明いただきたいと思います。

以上でございます。

○田中座長 それでは、今のこの点について。

○根岸企画室長 高額投資家については、高度経営・管理の方に限るような形で、高度経営・管理の方が自分の経営している事業に投資された方の場合に加点をするというふうに考えています。

日本に投資をしてくれているということは、それ自身も経済的な効果はあるんですが、それ自身を評価して何かポイントをあげるというふうになると、その人がたくさん投資をすると高度人材たる可能性が高まるとか、より高度と言えるのかということ、それは経済には貢献してくれるでしょうけれども、たくさん消費をしてくれた人もそうでしょうし、貯金をたくさんしてくれている人もいいかもしれないとなってしまうので、そこはやはり自分の事業に投資をしている人ということで、今回は考えています。

○田中座長 どうもありがとうございました。

青木委員。

○青木委員 私は前回、本会議で欠席をしてしまったことを、まずお詫びを申し上げたいと思います。

この高度外国人のインセンティブという、この方向性についてはもうそのとおりだなというふうに思うんですね。今日のテーマから少し外れるんですが、先ほどから出ている、やっぱり暮らしやすさはものすごく大事なインセンティブになると思うんです。例えばアメリカの何とかさんが日本の大学に行こうとしたときに、例えば奥さんが、あなたこの間日本の大学に行ったトムさんの奥さんの話を聞いたら、目黒に住んだらとんでもなかったわよと、多分行かなくなっちゃう可能性はものすごく大事なことなんじゃないかなと思うんですね。

私は今日、地方自治体の長として出させてもらっているんですが、例えば私の目黒区

で言うと、人口が27万で100カ国から7,500人住んでいらっしゃるんですね。たまたまさっきトップ大学と言った東大の駒場キャンパスもありますし、東工大の大岡山キャンパスがちょうど区内にあって、すごく外国人の方が大勢留学されて、町の中を歩いていらっしゃいます。

それから、駒場にちょっと正式名称を失念しちゃっているんですが、留学生会館があって、国費留学の方がものすごくそこにいらっしゃって、町の中を歩いています。そうすると、今日のテーマじゃないんですが、やっぱり暮らしやすさ、さっき言った、こういった方々、いろんなところで生活をされているということだから、やっぱりこういった緩和と同時に、暮らしやすさというのはものすごく、さっき言った教育、これは私も例えば区言えば区立小学校、区立中学校、やはりものすごく大きな保育園の問題もあります。今、例えば目黒区だったら外国人の方が英語しかしゃべれない、中国語しかしゃべれないお子さんを、区立なり私立の保育園では預かり切れないというのが今の現状じゃないかなと思うんですね。

それから一番大きいのは防災です。私どもは災害時のときに、やはり災害時要配慮者の皆さんと呼んでいますけれども、日本語でみんなあっちへ逃げなさいと、町場の人は英語であっちに逃げなさいなんて言えないですから、こういった問題がすごく大事で、やはりこういったインセンティブも大事ですけれども、そういった日常、大学の先生だって、大学ばかりにいるわけじゃなくて、うちで相当数生活を日々するわけですし、奥さんが御一緒で、もし奥さんが働いていなかったら奥さんはそこに毎日いるわけです。お子さんの問題も教育もあるので、こういった両方のインセンティブがうまく働くというのがものすごく大事なことなんじゃないかなということです。

私どもは、区民の皆さんに定住意向とあって、目黒区に住み続けたいですかと毎年毎年聞いているんですけれども、そういったことと同じように外国の方にも目黒だったり、何々区だったり何々市に住みたいわねと、お国に帰ったときによかったわよ目黒区でと、あなたも旦那が行くんだったら目黒区に住んで、日本に行ったらということにならないと、これはなかなか難しいんじゃないかなというのを、日々区民の皆さんや日々生活者としての外国人の方と接している立場でいうと、すごくそういう感じがするなということで、本筋と違う話なんですけれども、ちょっと発言をさせていただきました。

○田中座長 大変重要な御指摘を頂いたというふうに思います。

そうしますと、岡部委員、村上委員、市川委員と、そういう順番でいきます。

○岡部委員 ありがとうございます。時間も限られていると思うので簡潔にさせていただきます。

皆さんがおっしゃった意見にどれも賛成で、今回のこちらの指針についてもよろしいかと思います。しかし、特に何人かの先生がおっしゃったような、本質的な問題、つまり、どのようなレベルの高度外国人を受け入れようとしているのかということろはまだ見えない。本当に高度な技能を持つ人の受け入れのための政策としては、やはり少しギャップがあると思うんですね。

他方で、では現実的に例えばアメリカと同じような規模の高度技能者を質的にも量的にも受け入れることができるかという、それもまた現実問題としては難しいと思うの

で、日本ならではの方法を探るということについては、そのとおりだと思います。その上で、これも何人かの先生がおっしゃっていましたが、私が特に現時点で重要だなと思うのは、データを開示していただくことです。定着率の話にもありましたけれども、日本に来る高度技能者と言われている人が、実際にはどのレベルなのかというと語弊があるかもしれないが、実際はどういった技能を持っていた人なのか、また、これは数値化が難しいかもしれないんですが、実際に外国人がやってきたことで、日本の経済にどれだけ影響があったかというデータがあれば、そういう試算も欲しいですし、できることなら、これはミクロの話になりますけれども、今回の見直しに当たっても、具体的にどのぐらいの規模の高度技能者の受入れというものを見込んでいるのかというような、そういったいろんな数値化されたデータがあればよいのではないかなと思っております。

一応、希望ということで申し上げさせていただきました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

そうしたら、村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

高度人材の受入れに関しては、ポイント制の改善だけではなく、働く環境や生活環境の整備が大事であるということは、正にそのとおりであると思います。

その上で幾つか細かな点で質問させていただきたいのですが、11ページにある、1の成長分野の部分の「各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事する人材」に関する加算ですが、各省が関与する成長分野の先端プロジェクトというと、何がそれに当てはまるのかが分かりづらいのではないかと懸念がございます。あらかじめ告示などで分かるようにするという御説明もありましたけれども、定義付けが必要ではないかと思います。AIやITということの例示はされておりましたが、それ以外の分野になし崩し的に広がっていくということではよくないのではないかと考えておまして、定義をどのように考えていらっしゃるのかということなどについて、お伺いしたいと思います。

それから、3のトップ大学卒業者に関する加算についてですが、事務局からはもう少し私大も広く対象となるよう見直したいというお話もございまして、省庁間でいろいろな協議をされるということです。ただし、これは加算ですので、ここに書いている大学以外の方々を受け入れないというわけではないので、加算ということであれば、どんどん緩くしていくことは必要ないのではないかと思います。

最後に、質問ですが、12ページの4のODAを活用した人材育成事業修了者に対する加算について、「外務省が実施するイノベティブ・アジア事業に基づく本邦での研修を修了した学生」とありますが、イノベティブ・アジア事業というものがどのようなものなのかということと、研修を修了したということのイメージを具体的に教えていただければと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、質問がございましたので。

○根岸企画室長 各省が関与する成長分野ですけれども、成長分野ときちんと定義したものがないがゆえに今の御質問なのですが、再興戦略などで上げられていますのは、I o Tですとか再生医療などです。そのほかビッグデータとか人工知能とか、そういうようなものが想定をされます。

成長といっても、何かその分野の規模が大きくなって成長していれば、みんな成長分野だと言っているわけではなくて、そういうふうに、そこももちろん成長していますし、その成長が他分野を含めた日本の経済成長を押し上げるような分野というような意味合いというふうに捉えております。

その中で各省が何らか、自分でやる事業はめったにないにしても、補助金を出したり何らかの認定をしたりですとかというような形で、何らかの責任ある関与をしていたらいいようなものを特定していただいて、その特定していただいたものが、各省はちゃんと出してくれると思いますけれども、一応我々の目でも、本当に成長するかというのは分かりませんが、取りあえず何か所管のものを全部出したみたいなものでないということはきっちり見なきゃいけませんので、趣旨に合っているかということを確認して特定をしていきたいというふうに考えております。

それから、トップ大学のところで、御意見はそのとおりでして、我々は私大とか文系とかということについての問題意識は先ほど出たとおりで、我々もそこは何とかしたいと思っていますけれども、何が何でも無理くりということではやりたくないということではなくて、もちろん排除しているわけではありませんので、そこはしっかり客観的な指標ができれば盛り込みたいというふうに考えていることで、変なふうに緩くすることとはもちろん考えていないということでございます。

○田中座長 イノベティブ・アジア事業について。

○根岸企画室長 イノベティブ・アジアについては、アジアのトップレベルの大学、あるいは大学院の中から日本のイノベーションに貢献するような方というのを外務省がJICAと協力して選定をまずしますと、それが先ほど申し上げたパートナー校というようなもので、その大学でITだったりI o Tだったり人工知能だったり、さっきの成長分野というものにつながるんですけれども、そういうようなものの研究に従事している、特に優秀な学生というのを外務省さんの方で選びます。選んだ方を日本の大学の修士課程ぐらいが想定されているようですけれども、そういうところに留学というように形で来ていただいて、そこで研修をして、その後インターンシップの機会なども提供して可能であれば日本で御縁があれば、多分高度人材になるのかもしれませんが。ならない場合もあるかもしれませんが、日本でその能力を発揮して働いていただく方向に向けていくと。働くところまではこの事業ではできませんけれども、そういう機会を作っていくというような事業というふうに理解をしております。

○田中座長 それでは、市川委員。

○市川委員 私も見直しの中身自体には特段異論ございません。

あと、ただ実際にうまく動いていくかということも含めて考えていくと、高度専門職の方は、将来帰っていく方もいるだろうし、日本にそのまま永住して子供も含めて永住を考えるという方もいらっしゃると思うので、後者のオプションをとる方が、やはりず

っとこれから日本で生活しやすいものというのとも考えなきゃいけないだろうと思います。

そういう意味では、先ほど出ているように子供の教育について、例えばどうせお金があるんだから子どもをインターナショナルスクールに通わせるだろうというだけじゃなくて、やはり小学校、中学校、日本の学校に通って、そのまま大学に通っていくという、そういうことも想定できるようなシステムというのは、やっぱりあるべきじゃないかなというふうには思います。

もう一つ、高度専門職2号も在留は無期限とは言えるものの、一応身分ではなくて活動に着目した在留資格なので、活動しなくなって例えばリタイアしましたよなんというときにどうなっていくのか。それから、その子供は高度専門職の子としていられるのかというと、そうではないわけなので、そう考えると、やはり永住者の方が在留資格としては魅力があるし、永住に変更していこうかどうかを考えるようになると思います。

そうすると、永住の在留資格のメリットというのは、やはりきちんと作るべきとおもっております、先ほど明石委員がおっしゃられた親の呼び寄せとか家事使用人の帯同が、高度専門職ではできても永住者になると基本的にできなくなってしまうというところは、何か考慮の余地はないんだろうかと私も常々考えております。相談を受けていても、永住者の方で高度専門職の在留資格にも変更できそうなポイントのありそうな方が、逆にいつそ永住者から高度専門職に移っちゃおうかなどという方もいらっしゃるぐらいなので、永住者の在留資格ももう少し魅力あるものにしたらどうかなということは考えています。

その点で、ここはちょっと異論のあるところかもしれないんですが、特別永住者の場合には、退去強制についても一定の縛りというか、簡単には退去強制しないような形の特例を設けていたりもするので、一般の永住者についても同様の特例を設けていくということも考える余地はあと思っています。

以上です。

○**田中座長** どうもありがとうございました。貴重な御意見ということで配慮していただければと思います。

青山委員、何かございますでしょうか。

○**青山委員** 遅参して申し訳ございません。日本商工会議所の青山と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の高度人材ポイント制の見直しの考え方については、これからの日本経済にとって、方向性としては良いと認識しております。しかし、この考え方をどのように進めていくのかについては、皆様の英知を出していく必要があると思います。外国人材の受け入れに関しては、手続や要件の問題について諸外国の方から御指摘を頂いていると聞いておりますので、このような課題を、どのように改善するかが非常に重要であると思います。

もう一点ですが、先ほど青木委員からご意見のあった「暮らしやすさ」については、第6次の懇談会においても、他の委員から多く御意見として出ておりました。外国人材を受け入れた場合、現実として自治体に居住し、就業していくということになりますから、ただ単に入ってきていただくということではなくて、実際に暮らして、それから働

いていただくということが前提となります。そのうえで日本のために貢献していただくということを想定すると、当然ながらやはり暮らしや教育に関しては、今回の懇談会の課題ではないのかもしれませんが、この点もセットで考えていきませんか、先ほどのお話にありました拡大には結びついていけないと思われてなりません。このような点についても、より議論を深めていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

安富座長代理、何かありませんか。

○安富座長代理 もう既に皆様方の方からのお話がありましたので、あえて特別に付け加えることはないんですけれども、高度外国人材がこれまでも入ってこられたのを更に呼び込むという施策の方向性としては、私もそれは基本的に理由があるというか、今後やっていかなきゃいけないことだと思うんですが、今御指摘ありましたけれども、これをどう動かしていく、特に分かりやすい動かし方をしないと、外国人の人にとってみると、何かあるけれども何なんだろうというのでは、せっかく作った制度設計がうまく機能しなくなると思うんですね。

閣議決定の中でも、高度人材のポイント制をより活用しやすいものとするということが書いてあるんですが、具体的にこれはどうするんだろうかという、先ほど御指摘がありました新しい加算措置ですか、これも何か内容があまりよくつかみにくい。そうするとどうやって使ったらいいんだろうかという、そういう懸念を持たれたのでは、この制度がうまく機能しないだろうというところがあるように思います。既に実施されている高度人材ポイント計算表もありますが、これも非常に複雑で、何をどういう書類を出したら認めてもらえるのかよく分からないところがあるようにも思うので、一言で言えば、分かりやすい、そして申請していくのに負担のない、そういうような手続きができるようにならないものかと思った次第でございます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

委員の皆様方から、大変貴重な御見解を頂いたわけであります。

全体として見ると、提案の方向性については、特に異論があったというふうには了解しておりませんが、個別の幾つかの具体的な面については、なおまだ検討していただくということで進めていただかなきゃいけないというふうに思いますし、それから幾つかの御意見の中には、いや根本的にもう少し、更に一步踏み込むべきであるというような意見もあったと思いますので、この辺も検討していただかなきゃいけないというふうに思います。

一番最初に秋月委員がおっしゃったように、私もJICAをやっていたから、途上国から全部人材をみんなとってきちゃって、日本だけが集めるというのは、これはちょっと悩ましい感じがするんですが、せっかく日本で研修してもらった以上は、国に帰ってもらって、それで活躍してもらわなきゃいけないということがあると思いますけれども、ただ他方、国際的な人材獲得競争という側面もあるので、日本だけがみんな途上国に帰りなさいと言って、その人たちは途上国に帰らないで、みんなスイスに行ってし

まったというのでは、これもちよつと困るので、幾分かは諸外国がこういうポイント制をやっているところは、どんな政策をとっているのかというものの横の比較というようなものも、ちょつと検討していただくということも必要かなというふうに、私にしてみると思いました。

それから、委員の皆様方から御発言があつたように、高度人材を受け入れるということの根源的には、日本社会全体が魅力ある社会になっていく、暮らしやすい社会になっていくということが必要でしょうから、これは法務省のみでできることではないというわけであります。ただ、こういう機会ですから、懇談会の委員は何も法務省のことに従属してしゃべっているわけじゃないので、言うべきことはみんな言うということで、大変私としてみると結構なことだと思います。

ただ、法務省としてみると、法務省がボトルネックになって止めているんだというのではないという形の意気込みで、制度を変えていっていただくというのは、これはもう大変結構なことだというふうに思います。その意味でいうと、最後に安富座長代理がおっしゃったように、ボトルネックにならないような制度は作ったけれども、それが極めて分かりにくいとか、適用対象者によく分かりづらいというのだと、制度としてはボトルネックにならないように作ったけれども、実際はボトルネックになりましたというのですと、これは困るわけであります。ですから、その点も是非留意して、今後、余り時間はないと思いますけれども、各省との協議をやっていただいて、是非前へ進めていただければというふうに思っております。

なお、更に御発言、どなたかいらっしゃいますか。

では、高橋委員。

○高橋委員 暮らしやすさとか教育だとか、本当に高度人材を受け入れるための条件はそろっているのかということについて、いろいろ御議論があつたと思いますが、私は政府の人間ではないので答弁する立場ではないですけれども、毎年成長戦略は改訂しています。それから、働き方改革の中で外国人の受入れについて検討することがこれから決まっております。

したがって、この場で要するに法務省なり、この委員会でやることはやるけれども、こういう条件が必要なんだというところをある程度固めておけば、それを政府の検討の場に反映させることは十分これからできるのではないかと思いますので、そこは関係ないということではなくて、こういう条件が非常に重要なんというふうに、おっしゃっていただければ反映させることはできるのではないかと思います。

○田中座長 どうもありがとうございます。

その他、更に御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、少し予定した時間よりも早いんですけれども、大体御発言いただいたようでありますので、是非、事務局の方ではよく記録を検討していただいて、進めていただければと思います。

4 次回の開催予定等について

○田中座長 それでは、次回の懇談会の予定などについて、事務局から説明していただき

たいと思います。

○根岸企画室長 本日はどうもありがとうございました。今日頂いた意見を踏まえまして、今後、詳細のところを詰めていきたいというふうに思っております。

次回ですけれども、まだ次回に向けての日程調整なども始めておりませんので、少し間があくかと思いますが、本来ですと1回目、前回やって2回目以降はちょっと業務を輪切りにして、出入国とか在留とか退去強制とか、大くくりに見ていただくとというのが大体一般的ですので、特段今回のような、すぐに御検討いただきたいというようなことは今現在ないのですが、出てこなければ、少し若干大くくりな単位ごとの議論を次からはさせていただければというふうに思っております。

次回の具体的な日程については、また事務局より日程調整の御連絡などをさせていただいた上で、また議題については、座長と相談して御連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

5 閉 会

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第7次出入国管理政策懇談会第2回会合を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。